

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う 福祉のまちづくり条例 郵送による事前（変更）協議手続きについて

日頃より、本市行政にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、福祉のまちづくり条例の事前（変更）協議を郵送にてご希望される方は、下記のようにご対応をお願いいたします。

### ●事前（変更）協議

① 当課メールアドレスに、下記 pdf データをメール送信してください。

#### （１）「事前（変更）協議書一式」

※件名に「【物件名】福祉事前（変更）協議 郵送」と記載してください。

② 当課担当者が、①の審査を行います。

※内容の確認・修正のため、何度かメールでのやりとりをさせていただくことがございます。

③ 審査終了後、担当者より連絡をいたしますので、当課あてに下記書類等を郵送してください。

#### （１）「協議者印・設計者印を押印した事前協議書（変更協議書）一式（正）（副）」

#### （２）「返送先を記入した返信用レターパック」

※郵送していただいた書類に不備等がある場合、再度郵送をお願いすることがございます。

④ 当課より返信用レターパックにて下記書類を返送し、手続き終了となります。

#### （１）「事前協議書一式（副）」

#### （２）「検査のお知らせのチラシ」

#### 【宛先】

〒810-8620

福岡市中央区天神 1-8-1

福岡市住宅都市局建築審査課

TEL : 092-711-4774

MAIL : shinsa.HUPB@city.fukuoka.lg.jp